

諸外国の大都市制度に関する調査業務について

調査の背景・目的

指定都市は住民にもっとも身近な基礎的自治体であると同時に、都市圏の活性化・発展に寄与してきた。すなわち、人口の稠密化や産業・経済活動の集積化にともなう大都市固有の行財政需要に対応するだけでなく、経済や物流の拠点、地域文化の発信など、その潜在的な能力や個性を十分に発揮していくことにより、国全体の地方分権推進の先導的役割を担ってきたといえる。

指定都市市長会においては、これまでも様々な大都市共通の課題をテーマに、調査研究を実施しており、「大都市制度に関する調査研究報告(H13.3)」により、第1期分権改革の成果を整理するとともに、大都市制度の方向性について検討しており、この報告を受けて、「これからの大都市制度に関する調査研究報告書(H16.3)」により現行の指定都市制度の運用実績の把握と課題整理をまとめている。

また、大都市特例事務に対する大都市特例税制の創設について、「指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制についての提言(H17.11)」として提言しており、「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言(H18.1)」、「“大都市”にふさわしい行財政制度のあり方についての報告書(H20.3)」をまとめ、真の分権型社会の構築に向けて課題や問題点などを整理している。

このように指定都市市長会においては、継続的に大都市制度や地方分権ということに関する調査研究を実施し、また、それらを活用して国等に指定都市市長会として独自の提言を精力的に行っている。

こうした提言・要望等が具体的な制度改革等につながった成果が認められる一方で、長年国等に求めながらも取り上げてもらえないものも少なくない。

今後についても、指定都市市長会として国等の動きや社会経済環境状況の変化等に十分に留意しながら、継続的に提言・要望活動続けていく必要があり、提言・要望等の理論の補強や根拠付けを一層進める必要がある。

本調査では、こうした問題認識に立ち、今後指定都市市長会が国等に提言・要望するうえで参考となる諸外国の大都市制度について、その制度概要のみならず、諸外国の大都市制度の功罪に注目した研究を行うものである。

調査の視点

今後の市長会の運営に寄与するという意味で、国への要望活動など、大都市制度の実現に資する情報収集がより一層重要度を増してくると考えられる。

そのため、大都市制度の概要を整理することにとどめず、大都市制度の功罪に注目した調査を行う。

諸外国の大都市制度が、調査対象都市の住民だけでなく周辺地域に及ぼす影響や国全体を牽引する力などにも注目する。

調査項目

下記の項目を中心に調査を行うこととする。特に(1)、(2)は必須とする。

- (1) 諸外国の大都市制度の仕組について概要を整理し、大都市の担う事務権限について日本と比較した場合に、どのようなメリット・デメリット等があるか調査する。特に河川、医療、職業紹介、交通警察の分野については必須とし、対象とした大都市と基礎自治体の事務権限を比較し、大都市が担うことについて検証する。
- (2) 大都市特有の税財政制度について、財政調整制度（大都市とその他の市町村との間の調整制度）を中心に、大都市特有の財政需要に対応した都市税源など、大都市の特色とその効果について調査する。
- (3) 大都市圏における広域的課題の解決の仕組みについて、事務の共同処理の制度及びその運用状況や、大都市が圏域における広域連携の中心となり、周辺市町村の事務の補完を行う仕組みや事例について調査する。
- (4) 大都市内部の地域自治や分権のための仕組みについて、区等の大都市内部の地域行政機関の概要、区における議会等の住民代表機関の状況、地域自治区等の狭域の地域自治組織の状況について調査する。